



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

地域整備方向検討調査
耳納山麓地域経済効果検討その他業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名 地域整備方針検討調査
業務名 丹仙山麓地被経営問題検討会の件業務

事業名	地域整備方向検討調査					
業務名	耳納山麓地域経済効果検討その他業務					
業務別業務名	耳納山麓地域経済効果検討その他業務					
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単 - 1号 ***					
S63003	1. 準備作業(内業)		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亞熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	2.00人 3.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	4.00人 3.00人				
	7)技術員の人数	3.00人				
R04003	主任技師	2.000	人	64,800	129,600	
R04004	技師(A)	3.000	人	57,000	171,000	
R04005	技師(B)	4.000	人	47,200	188,800	
R04006	技師(C)	3.000	人	38,400	115,200	
R04007	技術員	3.000	人	33,600	100,800	
	合 計				705,400	算出数量 1.000 式
	単 価		式		705,400	
	*** S 単 - 2号 ***					
S63003	2. 給水スタンドの効果算定手法の検討及び年効果額		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亞熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	2.00人 4.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	4.00人 5.00人				
	7)技術員の人数	8.00人				
R04003	主任技師	2.000	人	64,800	129,600	
R04004	技師(A)	4.000	人	57,000	228,000	
R04005	技師(B)	4.000	人	47,200	188,800	
R04006	技師(C)	5.000	人	38,400	192,000	
R04007	技術員	8.000	人	33,600	268,800	
	合 計				1,007,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,007,200	
	*** S 単 - 3号 ***					
S63003	3. 点検とりまとめ		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亞熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.50人 1.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	1.00人 1.00人				
	7)技術員の人数	2.00人				
R04003	主任技師	0.500	人	64,800	32,400	
R04004	技師(A)	1.000	人	57,000	57,000	
R04005	技師(B)	1.000	人	47,200	47,200	
R04006	技師(C)	1.000	人	38,400	38,400	
R04007	技術員	2.000	人	33,600	67,200	
	合 計				242,200	算出数量 1.000 式

事業名	地域整備方向検討調査					
業務名	耳納山麓地域経済効果検討その他業務					
業務別業務名:耳納山麓地域経済効果検討その他業務						
コード	名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	单 価		式		242,200	
	*** S 单 - 4号 ***					
S63007	1. 準備作業(外業) 設計労務(直接人件費外業)		式		1,000	歩A 式当たり算出
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 3.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	3.00人 0.00人		深夜時間:0.0		
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師(A) 外業	3.000	人	57,000	171,000	
R04005	技師(B) 外業	3.000	人	47,200	141,600	
	合 計				312,600	算出数量 1.000 式
	单 価		式		312,600	
	*** S 单 - 5号 ***					
S63007	外業移動に係る基準日額 設計労務(直接人件費外業)		式		1,000	歩A 式当たり算出
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	0.00人 0.72人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	0.72人 0.00人		深夜時間:0.0		
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師(A) 外業	0.720	人	57,000	41,040	
R04005	技師(B) 外業	0.720	人	47,200	33,984	
	合 計				75,024	算出数量 1.000 式
	单 価		式		75,024	
	*** S 单 - 6号 ***					
S63010	打合せ(設計業務基準日額) 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.2		回		1,000	歩A 回当たり算出
	日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ	一般工種 着手前・最終		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数	1.00人 1.00人		深夜時間:0.0		
	5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数	0.00人 0.00人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.500日 0.200日				
R04003	主任技師	0.700	人	64,800	45,360	
R04004	技師(A)	0.700	人	57,000	39,900	
	合 計				85,260	算出数量 1.000 回
	单 価		回		85,260	
	*** S 单 - 7号 ***					
S63010	打合せ(設計業務基準日額) 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.2日		回		1,000	歩A 回当たり算出
	1)設計工種 2)打合せ	一般工種 中間		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名	地域整備方向検討調査					
業務名	耳納山麓地域経済効果検討その他業務					
業務別業務名:耳納山麓地域経済効果検討その他業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.200日				
R04004	技師(A)			0.700 人	57,000	39,900
R04005	技師(B)			0.700 人	47,200	33,040
	合 計					算出数量 72,940 1.000 回
	单 価		回		72,940	
	* * * S 单 - 8号 * * *					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回			歩A 1.000 回 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	一般工種、着手前・最終、通勤により打合せ、一般交通機関、0日、				冬期補正:なし	
	L < 100km (100km未満)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.20日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	一般交通機関				
	13)高速道路往復料金(税別)	0円				
	14)鉄道往復1人当料金(税別)	1,562円				
	15)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	16)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	17)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	18)ライトバン使用日数	0日				
	20)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54306	鉄道料金 消費税抜き		2.000 人	1,562	3,124	
	合 計					算出数量 3,124 1.000 回
	单 価		回		3,124	
	* * * S 单 - 9号 * * *					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回			歩A 1.000 回 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	一般工種、中間、通勤により打合せ、一般交通機関、0日、L < 100km				冬期補正:なし	
	(100km未満)			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	中間				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	1人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.20日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	一般交通機関				
	13)高速道路往復料金(税別)	0円				
	14)鉄道往復1人当料金(税別)	1,562円				
	15)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	16)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	17)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	18)ライトバン使用日数	0日				
	20)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54306	鉄道料金 消費税抜き		2.000 人	1,562	3,124	
	合 計					算出数量 3,124 1.000 回
	单 価		回		3,124	
	* * * S 单 - 10号 * * *					

令和 6 年度 地域整備方向検討調査
耳納山麓地域経済効果検討その他業務

特 別 仕 様 書

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1－1条 令和6年度地域整備方向検討調査 耳納山麓地域経済効果検討その他業務の施行に当たり、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条 本業務は、地域整備方向検討調査「耳納山麓地域」の実施に当たり、耳納山麓地域での給水スタンド（共同給水栓）における効果算定手法の検討及び年効果額の算定を行うものである。

(場所)

第1－3条 本業務において対象とする位置は、福岡県久留米市及びうきは市地内で別添位置図に示す農業水利施設とその周辺部である。

(土地への立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 業務実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。
- (3) 受注者は業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条 (1) 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次の表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画
博士	当該業務に関連する学術部門	—

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
-------------------	------	---

(2) 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成並びに共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提出しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 本業務の基本的事項に関しては、次の基準・指針等を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改定)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業 計画研究会	平成15年8月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル(改訂版)	大成出版社	平成27年9月
3	国営土地改良事業調査計画マニュアル	農業土木事業協会	平成5年3月

(設計及び作業条件)

第2－2条 本業務における設計及び作業条件は、次のとおりである。

(1) 本業務で対象とする地域の受益面積（畳）は約1,500haを想定している。

(参考図書)

第2－3条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。

(貸与資料等)

第2－4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	資料名	数量
1	平成30年度国営施設応急対策事業 耳納山麓地区土地利用状況調査その他業務 報告書	1式
2	令和元年度国営施設応急対策事業 耳納山麓地区一定地域整理及び経済効果算定業務 報告書	1式
3	令和2年度国営施設応急対策事業 耳納山麓地区経済効果算定業務 報告書	1式
4	令和3年度国営施設応急対策事業 耳納山麓地区土地利用状況調査その他業務 報告書	1式
5	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2－5条 第2－3条及び第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(4) 第2－4条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

(関連業務)

第2－6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和6年度 地域整備方向検討調査 耳納山麓地域整備水準検討業務	令和6年4月25日 ～令和6年12月20日

2	令和6年度 地域整備方向検討調査 耳納山麓地域用水実態調査業務（仮称）	令和6年8月 ～令和7年2月（予定）
---	--	-----------------------

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙2【作業項目内訳表】に示すものとする。

【作業項目表】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 給水スタンドの効果算定手法の検討及び年効果額の算定	1式	
3. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3－2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 業務履行中において、一部成果物の提出を求めることがあるが、受注者はこれに協力するものとする。
- (4) 共通仕様書第1－11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（効果算定手法の検討段階）

第3回 中間打合せ（年効果額の算定期階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口891-20
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－2条に示す「設計及び作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1（第1－6条、第4－1条）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあっては、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務 (土木関係 のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の4.8を乗 じて得た額

別紙2

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業	<p>貸与資料の内容を把握し、業務計画を樹立する。</p> <p>また、耳納山麓地域の営農状況及び給水スタンドの設置状況把握のため、代表5箇所（検討中の給水スタンド2箇所（サージタンク給水栓及び吐水槽給水栓）、設置済の給水スタンド3箇所（一般型給水スタンド、吐水槽給水スタンド及び深井戸ポンプ型給水スタンド））について、現地踏査を行う。</p> <p>※現地踏査箇所は、給水スタンドタイプごとに各1箇所とする。</p>	1式
2. 給水スタンドの効果 算定手法の検討及び年 効果額の算定	<p>耳納山麓地域では、末端まで給水栓が整備されていない場を対象に、給水スタンド（共同給水栓）による整備を検討している。</p> <p>本業務では、給水スタンド設置による防除等の効果について、「新たな土地改良事業の効果算定マニュアル」の算定手法に基づき、事業ありせば、事業なかりせばを想定した効果算定手法について検討し、年効果額の算定を行う。</p>	1式
3. 点検とりまとめ	各作業項目の成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	1式

別添 位置図

